

神奈川県消防広域化推進計画

平成31年 3 月

神奈川県

目 次

第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の背景	1
2 市町村の消防の広域化のスケジュール	1
3 消防広域化推進計画の策定	2
4 消防広域化推進計画の進行管理	2
5 県の果たす役割	2

第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

1 市町村の消防の現況	4
(1) 消防需要の動向	
ア 火災発生件数	
イ 火災出動件数	
ウ 救急出動件数	
エ 救助出動件数	
(2) 県内消防本部等の概要	
ア 消防(局)本部の規模	
イ 消防の広域化の状況	
ウ 消防指令業務の共同運用の状況	
エ 神奈川県消防広域運用調整本部(かながわ消防)	
(3) 県内市町村の消防体制	
ア 出動体制	
イ 出動の所要時間	
ウ 予防要員・救急隊員・救助隊員の専任率	
エ 研修派遣の際の代替要員	
オ 消防吏員数の推移	
カ 消防(局)本部の現状の課題	
2 将来の見通し	12
(1) 人口減少と少子高齢化	
(2) 消防需要の動向と市町村消防の将来の姿	
(3) 消防の広域化の必要性	

第3 広域化対象市町村の組合せ

1	5つの広域化ブロックの設定	13
2	市町村の組合せの基本的な考え方	13
3	消防広域化重点地域の指定	13
4	5つの広域化ブロック図	14
5	各ブロックの特徴	15
	(1) 県西地区	
	(2) 三浦半島地区	
	(3) 県央東部地区	
	(4) 県央西部地区	
	(5) 湘南地区	
6	考慮すべき事項	21
	(1) ブロックを越えた市町村との広域化	
	(2) 消防の連携・協力の推進	

第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

1	広域化に向けたスケジュール	22
2	広域化を推進するための県の支援	23
	(1) 県民及び関係機関等に対する情報提供、普及啓発等	
	(2) 各市町村等に対する情報提供、相談対応等	
	(3) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、調整等	
	(4) 市町村への支援	
	(5) 国への要請	

第5 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1	広域化後の消防の体制の整備	24
2	構成市町村等間の関係	24
3	広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	24

第6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1	消防団との連携の確保	25
2	市町村防災担当部局との連携の確保	25

資料	組合せにおける消防本部の状況	26
----	----------------	----

第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の背景

近年、災害が大規模化・多様化し、また、救急を中心に住民の消防への期待が高まるとともに、出動要請が増大し、更に、NBC災害(核物質、生物剤、化学剤による災害)など消防が対応しなければならない事象が、一層幅広くなるなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした中、市町村消防は、管轄人口、財政規模や管轄地域の自然環境などに大きな差があり、災害や事故への対応も一様ではなく、今後、本格的な人口減少時代を迎え、市町村の財政基盤が脆弱化していくことも懸念されます。

このため、総務省消防庁は、消防本部の規模を大きくすることにより消防体制の一層の充実強化と高度化を図る消防の広域化を推進しています。

市町村の消防の広域化により、次のような効果が期待されます。

- ・ 災害発生時における初動体制の強化
- ・ 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ・ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ・ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ・ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ・ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

2 市町村の消防の広域化のスケジュール（3ページ参照）

国は、消防の広域化を推進するため、平成18年6月14日に「消防組織法」を一部改正し、市町村の消防の広域化に関する国、都道府県、市町村の役割を明確にしました。

その中で、都道府県は、消防の広域化を推進する必要があると認められる市町村を対象として、消防の広域化の推進及び広域化後の円滑な運営の確保に関する計画(以下「消防広域化推進計画」という。)を定めることとされました。

また、国は、平成18年7月12日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を告示し、その中で、都道府県は、平成19年度中に管轄人口30万人以上を目標とする消防広域化推進計画を策定すること、広域化の対象となった市町村は、広域化を行おうとするときは、協議のうえ、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画(以下「広域消防運営計画」という。)を作成し、平成24年度を目処に広域化を実現することとしました。

その後、国は、平成25年4月1日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を一部改正し、平成30年4月1日まで期限を延長しました。

しかし、期限である平成30年4月1日をすぎても、なお、全国の消防本部

の約6割を占める小規模本部の解消がなされていないこと、人口減少により低密度化が進展しているが、消防活動として必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高いこと、また、高齢化の進展に伴い救急需要が拡大していることなどから、これまで以上に広域化の推進が必要であるとして、国は、平成30年4月1日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を一部改正し、2024年4月1日までに広域化を実現することとしています。

3 消防広域化推進計画の策定

これまでも市町村による自主的な消防の広域化が進められてきましたが、本計画では、2024年4月1日までに、より一層の自主的な市町村の消防の広域化の実現に向けた取り組みに必要な事項を定めます。

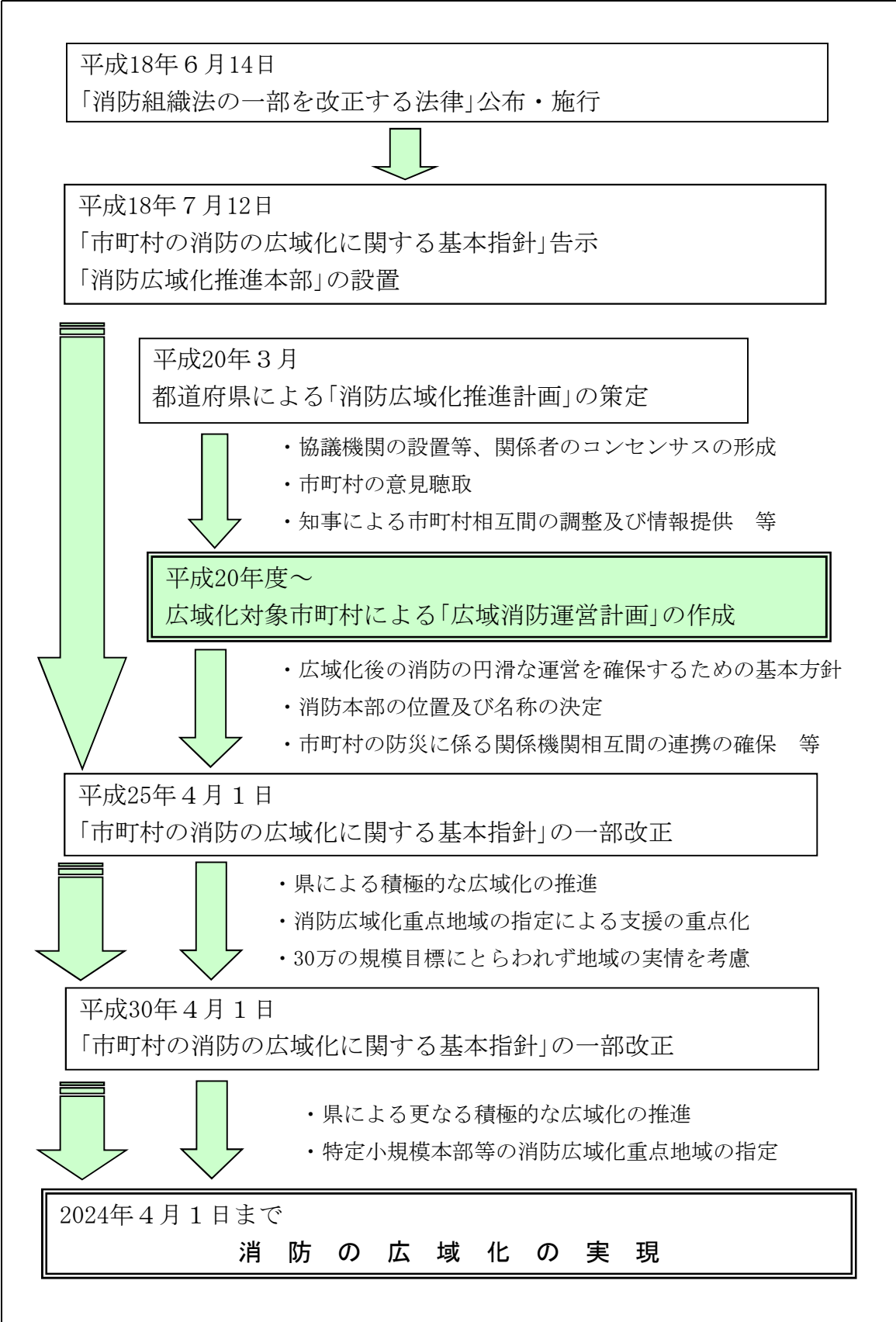
4 消防広域化推進計画の進行管理

県は、消防広域化推進計画を着実に推進するために、市町村の取り組み状況を適宜把握し、進行管理に努めるとともに、市町村の検討状況に応じ、消防広域化推進計画を見直します。

5 県の果たす役割

県は、広域的な地方公共団体として、協議会の設立や運営、広域化に伴う消防本部の設立や運営に関する市町村からの相談を受け、国や市町村間の積極的な調整や助言を行うなど、広域化までの過程において、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況及び消防力を分析した結果を踏まえ、市町村のニーズに応じた支援に努めます。

市町村の消防の広域化のスケジュール



第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

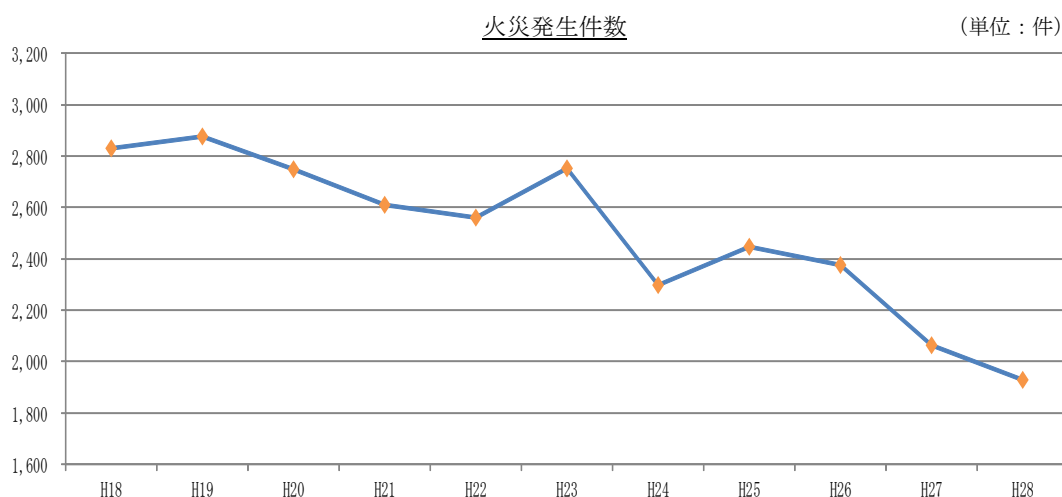
1 市町村の消防の現況

(1) 消防需要の動向 ※数値は1/1～12/31の件数

ア 火災発生件数

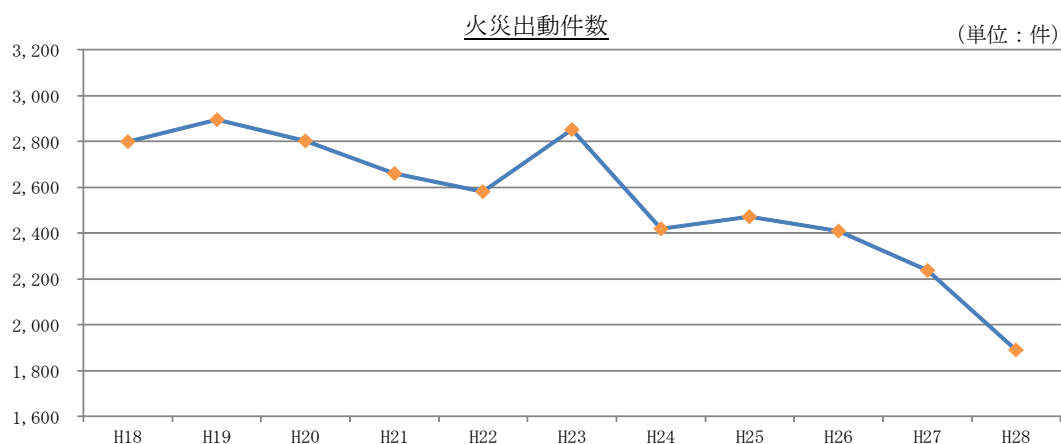
この10年間の火災発生件数は、減少傾向で推移しています。平成19年はこの10年間で最大の2,875件発生していますが、その後は減少し、平成28年は1,927件となっています。

平成28年の都道府県別の人口1万人あたりの出火率を見ると、本県は2.1件であり、全国平均の2.9件と比べ低い数値となっています。



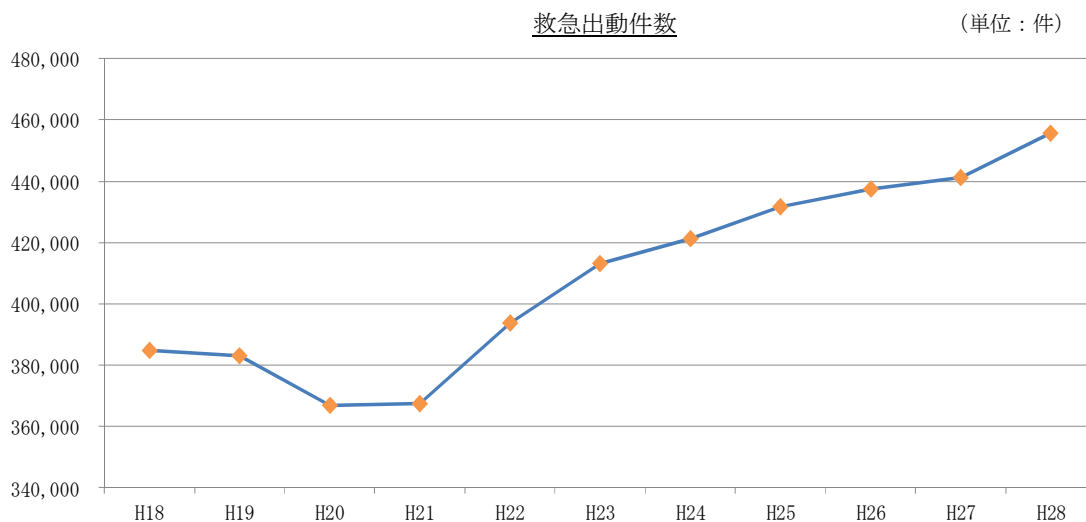
イ 火災出動件数

この10年間の火災出動件数は、火災発生件数と同様に減少傾向で推移しており、平成23年をピークに減少しています。



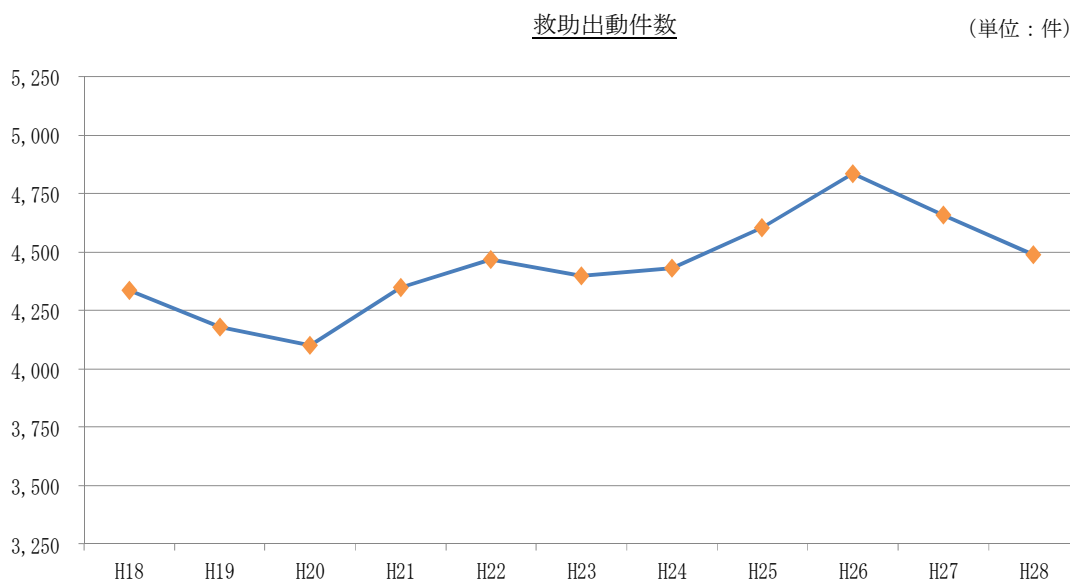
ウ 救急出動件数

この10年間の救急出動状況は、平成18年から平成20年までは減少していますが、その後増加し、平成28年には過去最高である455,724件となり、平成18年と比べ、件数にして約7万件、率にして約18%の増加となっています。特に平成21年以降は、件数が急激に増加しています。



エ 救助出動件数

この10年間の救助出動状況は、平成26年に過去最高である4,837件となるなど、増加傾向で推移していましたが、その後、減少しています。



(2) 県内消防本部等の概要

ア 消防(局)本部の規模

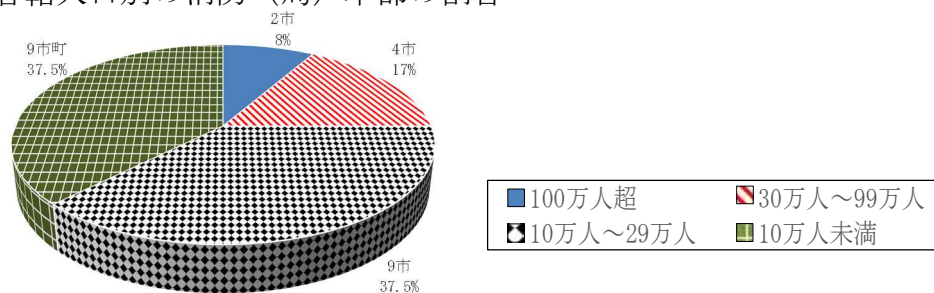
本県の市町村数は33市町村、消防(局)本部数は24消防(局)本部となっています。

管轄人口が大きい消防本部としては、372万人の横浜市消防局と、148万人の川崎市消防局があり、これらの2市を含め、管轄人口が30万人を超える大規模な消防本部が6つあり、県内24消防(局)本部の四分の一を占めています。

一方、管轄人口が10万人に満たない小規模な消防本部は9市町あり、全体の約4割となっておりますが、全国平均の約6割と比べると、小規模な消防本部は少ない県と言えます。

管轄面積では、広域化を実現した小田原市が494km²と最も広く、ついで横浜市が437km²、相模原市が329km²となっており、一方、狭い消防本部は、二宮町が9km²、寒川町が13km²、葉山町17km²の順となっています。

管轄人口別の消防(局)本部の割合



イ 消防の広域化の状況

三浦市は横須賀市に、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の1市5町は小田原市に、清川村は厚木市に、真鶴町は湯河原町にそれぞれ消防事務を委託しています。

ウ 消防指令業務の共同運用の状況

寒川町は茅ヶ崎市に消防指令業務を委託しています。また、横須賀市及び葉山町の1市1町、平塚市、大磯町及び二宮町の1市2町、海老名市、座間市及び綾瀬市の3市がそれぞれ消防指令業務の共同運用を行っています。

エ 神奈川県消防広域運用調整本部（かながわ消防）

県は、大規模災害時に県及び県内消防本部が連携して、迅速かつ的確な消防活動を展開するため、平成28年4月から県内消防全体で広域応援を行う仕組みとして神奈川県消防広域運用調整本部（かながわ消防）を整備しています。

県内市町村等の状況

	人口 H27. 10. 1 現在 (人)	面積 平成27年 国勢調査 (Km ²)	平成28年度 消防費歳出決算額 (千円)
県 計	9, 126, 214	2, 415. 83	114, 133, 241
横 浜 市	3, 724, 844	437. 49	40, 784, 369
川 崎 市	1, 475, 213	143. 00	16, 302, 644
相 模 原 市	720, 780	328. 66	7, 665, 404
横 須 賀 市	451, 875	132. 88	7, 084, 808
(横 須 賀 市)	406, 586	100. 83	5, 270, 205
(三 浦 市)	45, 289	32. 05	1, 814, 603
平 塚 市	258, 227	67. 82	3, 880, 372
鎌 倉 市	173, 019	39. 67	2, 782, 693
藤 沢 市	423, 894	69. 57	6, 392, 064
小 田 原 市	303, 012	494. 21	5, 565, 585
(小 田 原 市)	194, 086	113. 81	3, 686, 908
(南 足 柄 市)	43, 306	77. 12	702, 231
(中 井 町)	9, 679	19. 99	182, 284
(大 井 町)	17, 033	14. 38	296, 589
(松 田 町)	11, 171	37. 75	200, 147
(山 北 町)	10, 724	224. 61	209, 248
(開 成 町)	17, 013	6. 55	288, 178
茅 ヶ 崎 市	239, 348	35. 70	2, 961, 453
逗 子 市	57, 425	17. 28	962, 679
秦 野 市	167, 378	103. 76	2, 091, 818
厚 木 市	228, 928	165. 08	3, 168, 525
(厚 木 市)	225, 714	93. 84	3, 003, 297
(清 川 村)	3, 214	71. 24	165, 228
大 和 市	232, 922	27. 09	2, 564, 826
伊 勢 原 市	101, 514	55. 56	1, 339, 135
海 老 名 市	130, 190	26. 59	2, 022, 511
座 間 市	128, 737	17. 57	2, 129, 653
綾 瀬 市	84, 460	22. 14	1, 167, 722
葉 山 町	32, 096	17. 04	588, 914
寒 川 町	47, 936	13. 34	673, 306
大 磯 町	31, 550	17. 18	569, 677
二 宮 町	28, 378	9. 08	474, 180
箱 根 町	11, 786	92. 86	1, 064, 354
湯 河 原 町	32, 359	48. 01	1, 047, 762
(湯 河 原 町)	25, 026	40. 97	724, 145
(真 鶴 町)	7, 333	7. 04	323, 617
愛 川 町	40, 343	34. 28	848, 787

※出典：平成27年国勢調査、神奈川県平成29年版消防統計

※三浦市は、横須賀市へ消防事務を委託

※南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町は、小田原市へ消防事務を委託

※清川村は、厚木市へ消防事務を委託

※真鶴町は、湯河原町へ消防事務を委託

(3) 県内市町村の消防体制

ア 出動体制 (H30. 4. 1現在)

一般火災におけるポンプ隊(消防ポンプ車、水槽付消防ポンプ車、化学消防車)の出動隊数については、管轄人口の多い消防(局)本部ほど充実している傾向があります。

出動部隊数(消防ポンプ車、水槽付消防ポンプ車、化学消防車) (平均隊数)

管轄人口	第1次 出動隊数	第2次 出動隊数	第3次 出動隊数	第4次 出動隊数
100万人超	5.0	3.5	4.0	3.0
30万人～99万人	6.5	2.8	0.5	-
10万人～29万人	4.5	1.0	0.3	-
10万人未満	2.1	0.6	0.6	0.1

イ 出動の所要時間(平成29年中)

各消防(局)本部における火災出動から放水までの平均所要時間は、最長で3分51秒、最長で14分13秒であり、平均的な所要時間は8分51秒となっています。また、救急出動における救急覚知から現場到着までの平均所要時間は最短で5分27秒、最長で8分54秒であり、平均的な所要時間は7分19秒となっています。

火災出動及び救急出動の所要時間 (平均所要時間)

管轄人口	火災出動 (火災出動～放水)	救急出動 (救急覚知～現場到着)
100万人超	7分33秒	8分35秒
30万人～99万人	9分20秒	7分29秒
10万人～29万人	8分37秒	7分32秒
10万人未満	9分2秒	6分45秒

※横浜市消防局の火災出動に関しては、火災出動から現場到着までの時間を把握しているためこの表からは除いています。

ウ 予防要員・救急隊員・救助隊員の専任率

(H29. 4. 1現在、予防要員はH27. 4. 1現在)

予防要員、救急隊員については、管轄人口と専任率との間に相関関係は認められませんが、救助隊員については、管轄人口の多い消防(局)本部ほど、専任率が高くなっています。

予防要員等の専任率

(平均専任率)

管轄人口	予防業務	救急業務	救助業務
100万人超	100.0%	100.0%	100.0%
30万人～99万人	68.1%	94.2%	100.0%
10万人～29万人	77.7%	95.6%	94.4%
10万人未満	75.9%	41.2%	22.2%

エ 研修派遣の際の代替要員

新任研修など、研修派遣の際の代替要員を確保できている消防(局)本部は29%にとどまっており、多くの消防本部が兼務等で対応しています。

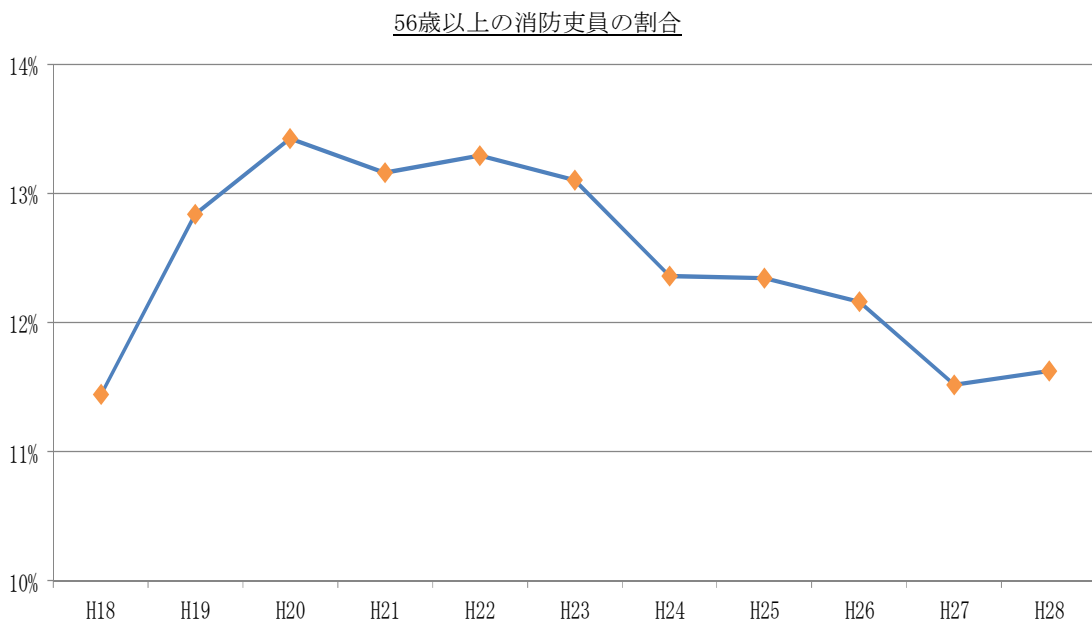
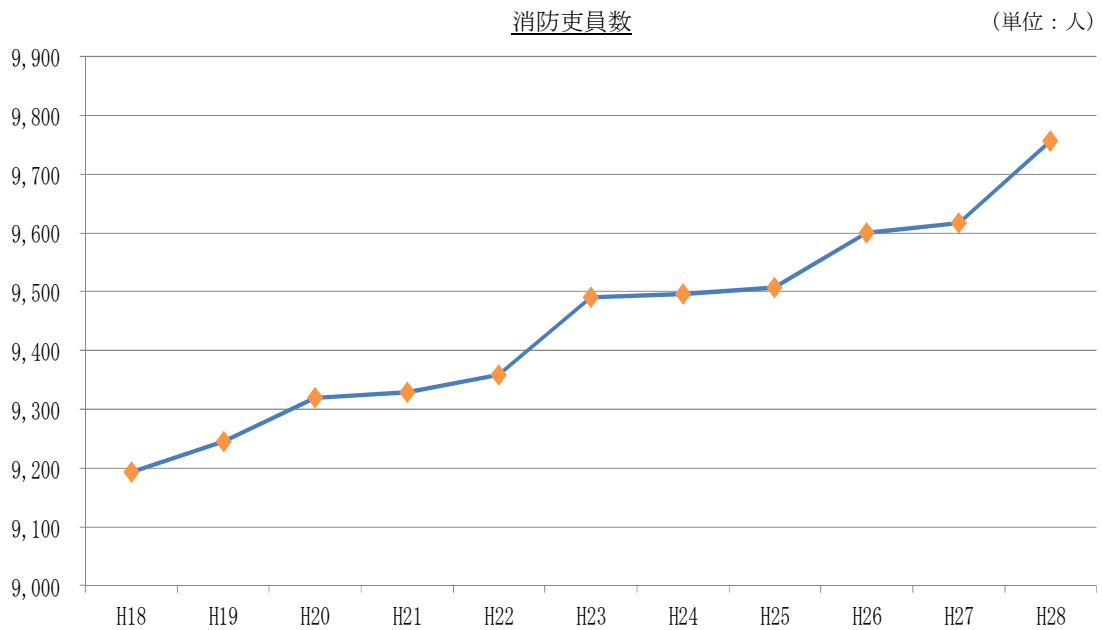
研修派遣の際の代替要員の確保

	消防(局)本部数
確保できている(定数内に組み込まれている)	7
確保できていない(兼務等で対応している)	17

オ 消防吏員数の推移

この10年間、救急需要の増加に伴う消防吏員の増加及び大量退職に伴う大量採用により、56歳以上の消防吏員数の割合は、平成20年をピークに減少傾向となっています。

こうした状況から、経験不足による消防力の低下が懸念されます。



カ 消防(局)本部の現状の課題

各消防(局)本部が抱えている課題について調査したところ、次のような項目が挙げられています。

なお、各消防(局)本部が抱える課題は、都市化の状況や地理的条件など、様々な要素が関係するため、管轄人口だけで類型化することはできませんが、管轄人口30万人未満の消防(局)本部では、予算や人材の確保に対する課題が挙げられています。

管轄人口	主な課題
100 万人超	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントへの対応・ 増加する救急要請への対応・ 大規模災害に向けた消防体制の強化
30 万人～99 万人	<ul style="list-style-type: none">・ 専門的な深い知識・技術のある職員の養成・ 増加する救急要請への対応・ 若手職員の養成・ 火災出動件数減少に伴う経験不足への対応
10 万人～29 万人	<ul style="list-style-type: none">・ 研修派遣の際の人材確保・ 救急救命の高度化への対応及び体制強化・ 他機関との連携体制の強化・ 救急、予防等の専門職員の確保及び増員・ 特殊車両の更新費用の確保
10 万人未満	<ul style="list-style-type: none">・ 車両・装備の更新費用の確保・ 救急、予防等の専門職員の確保及び増員・ 複数事案発生時における消防体制の強化・ 消防水利の確保

2 将来の見通し

(1) 人口減少と少子高齢化

神奈川県は、平成18年に大阪府を抜いて全国第2位となるなど、緩やかな増加が続いていますが、2020年にはピークを迎えて減少に転ずると予測されています。また、今後、少子高齢化が一層進展すると見込まれ、県の人口推計では65歳以上の占める割合は、2014年には23.2%であったものが、2040年には33.1%になると予想されています。

(2) 消防需要の動向と市町村消防の将来の姿

救急出動件数は、平成18年から平成20年にかけては減少の傾向にありましたが、平成21年からは、急激に増加しています。本県人口に占める高齢者の割合は今後とも増加するものと見込まれることから、救急需要も、引続き増加するものと思われまます。

また、高齢化の進展に伴い、救急救命士による特定行為の件数も増加しており今後、より一層の救急救命の高度化や強化が必要となるため、各消防（局）本部とも、救急要員の充実を求められることが想定されます。

さらに、住宅用防火対策の推進や危険物施設の安全対策、緊急消防援助隊の充実と運用の強化、NBCテロ災害対策の強化など、今後、各消防（局）本部の体制の一層の強化が求められることが予想されます。

人口減少社会を迎え、ますます財政状況が厳しくなることが見込まれる中、市町村は消防の現状を把握し、改めて広域化の必要性を十分検討した上で、概ね10年後の消防体制の姿を見通す必要があります。

(3) 消防の広域化の必要性

これらの消防需要の動向と、市町村消防の将来の姿を踏まえ、住民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすためには、本県においても、消防の広域化により、消防力の一層の充実強化を図る必要があります。

第3 広域化対象市町村の組合せ

1 5つの広域化ブロックの設定

県では、平成20年3月に神奈川県市町村の消防の広域化に関する検討懇話会の答申を踏まえ、政令市である横浜市、川崎市、相模原市を除く県域を5つのブロックに分け、市町村の組合せとしています。

2 市町村の組合せの基本的な考え方

市町村の組合せは、一定の消防力を有する横浜市、川崎市及び相模原市を除き、現在の消防相互応援協定の締結状況等 ※1 による市町村の組合せをベースとし、相互出動の際に地形的な阻害要因となり得る相模川を配慮しています。

※1 主な消防相互応援協定の締結状況等

- ・神奈川県下消防相互応援協定(県内全市町)
- ・災害時における相互応援協力に関する協定
(大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)
- ・平塚市、大磯町、二宮町の災害時相互協力に関する協定
(平塚市、大磯町、二宮町)
- ・災害時相互応援協定(藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町)
- ・大規模災害時における相互応援に関する協定書
(秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村)

このほか、生活圏・業務圏等による結び付き、二次医療圏、メディカルコントロール協議会の地区割り、「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」に示された圏域等との関係などを踏まえています。

この計画では、こうした考え方を引き続き踏襲しつつ、ブロックを越えた市町村（政令市も含む）との広域化や、ブロック内における消防事務の一部の連携・協力などについても、市町村の意向を踏まえ柔軟に推進していきます。

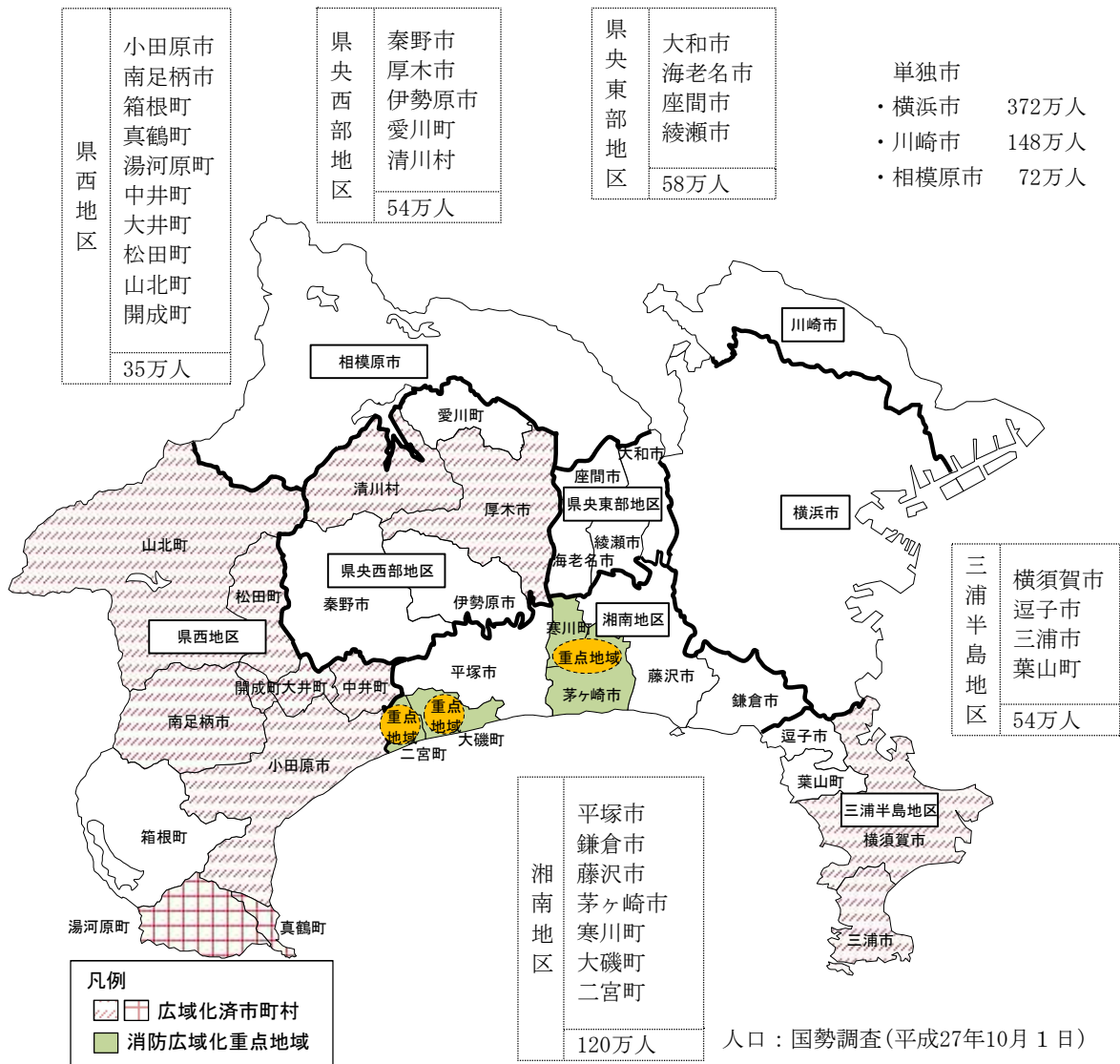
3 消防広域化重点地域の指定

知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して、重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを重点地域として指定します。

- ① 特定小規模消防本部（消防吏員数が50人以下の消防本部）
- ② 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

この計画では、広域化の気運が高い地域である茅ヶ崎市及び寒川町、「特定小規模消防本部」である大磯町、二宮町を重点地域として指定します。

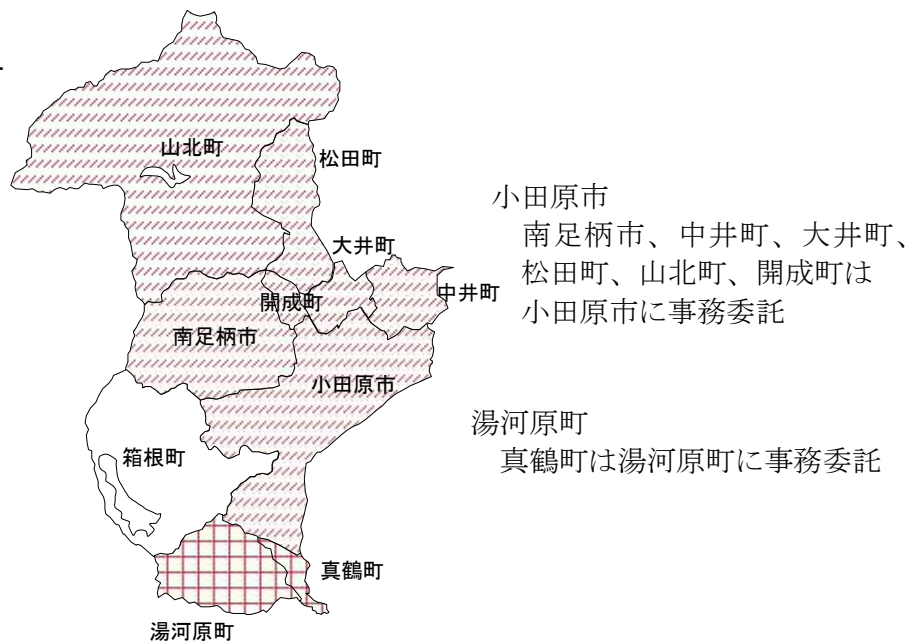
4 5つの広域化ブロック図



5 各ブロックの特徴

(1) 県西地区

2市8町



ブロックの特徴

- ・ 管轄人口は35万人、管轄面積は635km²、署所数は4署14所となる。
- ・ 県消防長会の県西地区と同一ブロックであり、「県西地区消防合同訓練」を開催するなど、従来から消防においては強い結び付きがある。
- ・ 2市8町のうち、平成25年3月31日に、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の2市5町が先行して広域化を実現した。箱根町、湯河原町、真鶴町の3町は、この広域化に段階的に参加する。

消防吏員等の状況

	人口 H27.10.1 現在	消防吏員数等									
		消防 吏員 数	消 防 ポン プ車 数	は消 防し 自動 車 付数	救 急 自動 車 数	救 助 工 作 車 数	火 災 出 動 件 数	風 水 害 出 動 件 数	救 急 出 動 件 数	救 助 出 動 件 数	
小田原市	194,086	364	19	2	13	3	74	15	15,416	209	
箱根町	11,786	96	4	1	5	1	16	0	2,145	24	
湯河原町	25,026	77	5	1	4	0	4	2	2,650	31	
(真鶴町)	7,333	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(南足柄市)	43,306	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(中井町)	9,679	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(大井町)	17,033	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(松田町)	11,171	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(山北町)	10,724	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(開成町)	17,013	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	347,157	537	28	4	22	4	94	17	20,211	264	

出典：平成27年国勢調査、神奈川県平成29年版消防統計

消防吏員数・車両台数は平成29年4月1日現在、出動件数は平成28年中。

(2) 三浦半島地区

3市1町



ブロックの特徴

- ・ 管轄人口は54万人、管轄面積は167km²、署所数は6署14所となる。
- ・ 「二次医療圏」の圏域及び「メディカルコントロール協議会」の地区割と同一ブロックであり、「災害時における横須賀地域相互応援に関する協定」を締結していた組合せでもある。
- ・ 県消防長会の三浦半島地区と同一ブロックであり、「三浦半島地区救助技術交換会」を開催するなど従来から消防において強い結びつきがある。
- ・ 3市1町のうち、横須賀市、三浦市の2市は、平成25年4月1日に消防指令業務の共同運用を開始し、平成27年4月1日に葉山町も共同運用に参加した。
- ・ このうち、横須賀市、三浦市の2市は、消防広域化重点地域に指定され、平成29年4月1日に広域化を実現した。

消防吏員等の状況

	人口 H27.10.1 現在	消防吏員数等									
		消防 吏 員 数	消 防 ポ ン プ 車 数	は 消 防 し 自 動 車 付 数	救 急 自 動 車 数	救 助 工 作 車 数	火 災 出 動 件 数	風 水 害 出 動 件 数	救 急 出 動 件 数	救 助 出 動 件 数	
三 浦 半 島 地 区	横 須 賀 市	406,586	499	25	5	20	5	101	40	23,004	155
	(三 浦 市)	45,289	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	逗 子 市	57,425	92	5	1	3	1	5	37	3,317	40
	葉 山 町	32,096	52	2	0	2	1	6	4	1,585	30
	計	541,396	643	32	6	25	7	112	81	27,906	225

出典：平成27年国勢調査、神奈川県平成29年版消防統計

消防吏員数・車両台数は平成29年4月1日現在、出動件数は平成28年中。

(3) 県央東部地区

4 市



ブロックの特徴

- ・ 管轄人口は58万人、管轄面積は93km²、署所数は4署10所となる。
- ・ 「災害時における相互応援協力に関する協定」を締結している。
- ・ 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市ともに、県消防長会の県央地区に属し、「県央都市消防救助技術交換会」を開催するなど、消防においては強い結びつきがある。
- ・ 「メディカルコントロール協議会」の地区割りでは、海老名市は他3市と異なる地区に属しており、広域化の際には調整が必要となる。
- ・ 4市のうち、海老名市、座間市、綾瀬市の3市は、平成24年1月1日に法定協議会を設置し、平成27年4月1日に消防指令業務の共同運用を開始した。

消防吏員等の状況

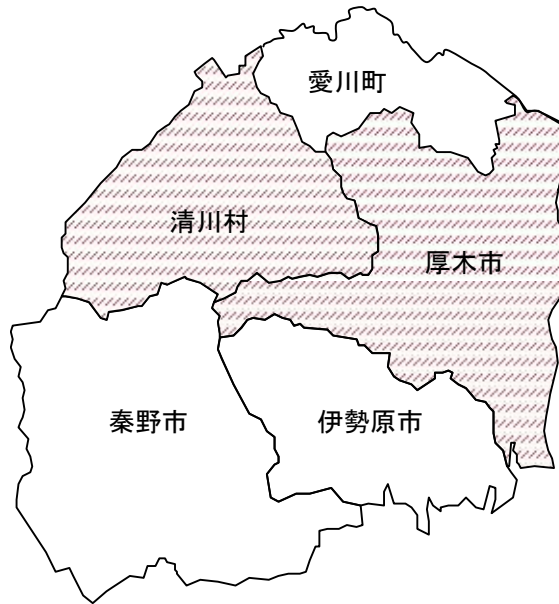
	人口 H27.10.1 現在	消防吏員数等									
		消防 吏 員 数	消 防 ポ ン プ 車 数	は 消 防 し 自 動 車 付 数	救 急 自 動 車 数	救 助 工 作 車 数	火 災 出 動 件 数	風 水 害 出 動 件 数	救 急 出 動 件 数	救 助 出 動 件 数	
県 央 東 部 地 区	大 和 市	232,922	233	8	3	7	1	47	8	11,276	98
	海 老 名 市	130,190	161	3	2	5	1	22	25	6,983	50
	座 間 市	128,737	162	5	2	5	1	10	11	5,560	35
	綾 瀬 市	84,460	115	5	1	4	1	21	7	4,090	45
	計	576,309	671	21	8	21	4	100	51	27,909	228

出典：平成27年国勢調査、神奈川県平成29年版消防統計

消防吏員数・車両台数は平成29年4月1日現在、出動件数は平成28年中。

(4) 県央西部地区

3市1町1村



ブロックの特徴

- ・ 管轄人口は54万人、管轄面積は359km²、署所数は5署14所となる。
- ・ 「大規模災害時における相互応援に関する協定」を締結している。
- ・ 秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町は県消防長会の県央地区に属し、「県央都市消防救助技術交換会」を開催するなど、従来から消防においては強い結びつきがある。
- ・ 3市1町1村のうち、厚木市、清川村の1市1村は、消防広域化重点地域に指定され、平成28年4月1日に広域化を実現した。

消防吏員等の状況

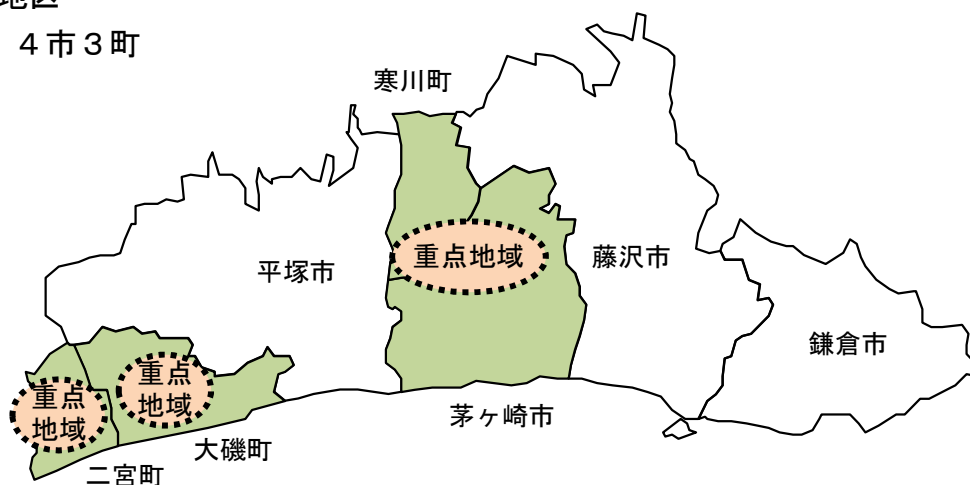
	人口 H27.10.1 現在	消防吏員数等									
		消防 吏 員 数	消 防 ポ ン プ 車 数	は 消 防 し 自 動 車 付 数	救 急 自 動 車 数	救 助 工 作 車 数	火 災 出 動 件 数	風 水 害 出 動 件 数	救 急 出 動 件 数	救 助 出 動 件 数	
県 央 西 部 地 区	秦 野 市	167,378	196	8	2	7	2	34	0	7,693	76
	厚 木 市	225,714	259	12	2	10	1	68	13	11,293	143
	(清 川 村)	3,214	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊 勢 原 市	101,514	121	5	1	4	1	21	18	4,712	90
	愛 川 町	40,343	69	2	0	3	1	10	12	2,068	26
	計	538,163	645	27	5	24	5	133	43	25,766	335

出典：平成27年国勢調査、神奈川県平成29年版消防統計

消防吏員数・車両台数は平成29年4月1日現在、出動件数は平成28年中。

(5) 湘南地区

4市3町



ブロックの特徴

- ・ 管轄人口は120万人、管轄面積は252km²、署所数は9署32所となる。
- ・ 湘南東部(藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町)で「災害時相互応援協定」、また、湘南西部(平塚市、大磯市、二宮町)で「平塚市、大磯町、二宮町の災害時相互協力に関する協定」を締結している。
- ・ 湘南地区は広く海岸線を共有し、津波対策など共通課題を抱えるとともに水難救助の際など、統一的な指揮命令により広域的な救助活動を行うことが可能となる。
- ・ さらに相模川を挟む市町の飛び地での災害の際、迅速な消火活動が可能となる。
- ・ 鎌倉市を除き県消防長会の湘南地区と同一ブロックであり、「湘南地区消防救助技術訓練会」を開催するなど、従来から消防においては強い結びつきがある。
- ・ 「メディカルコントロール協議会」の地区割りでは、鎌倉市は他3市3町と異なる地区に属しており、広域化の際には調整が必要となる。
- ・ 4市3町のうち、湘南西部では、平塚市、大磯町、二宮町の1市2町は、平成25年1月1日に法定協議会を設置し、平成29年4月1日に消防指令業務の共同運用を開始した。
- ・ 大磯町、二宮町の2町は、消防吏員数が50人以下であり、特定小規模消防本部となっている。
- ・ 湘南東部(藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町)は、平成24年2月1日に「湘南東部における消防の広域連携施策についての覚書」を締結し、湘南東部消防広域化等連絡調整会議を設置している。
- ・ さらに、茅ヶ崎市、寒川町の1市1町は、平成25年4月1日に事務委託契約を締結し、平成28年2月15日に消防指令業務の共同運用を開始し

た。また、「茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会」において広域化に向けた検討を行っている。

消防吏員等の状況

	人口 H27.10.1 現在	消防吏員数等									
		消 防 吏 員 数	消 防 ポ ン プ 車 数	は 消 防 し 自 動 車 付 数	救 急 自 動 車 数	救 助 工 作 車 数	火 災 出 動 件 数	風 水 害 出 動 件 数	救 急 出 動 件 数	救 助 出 動 件 数	
湘 南 地 区	平 塚 市	258,227	273	11	3	11	1	50	5	14,128	169
	鎌 倉 市	173,019	236	10	2	10	2	26	21	10,368	35
	藤 沢 市	423,894	474	14	5	18	3	86	73	22,502	37
	茅 ヶ 崎 市	239,348	260	10	2	7	1	35	3	10,692	22
	寒 川 町	47,936	56	2	0	3	1	15	3	2,288	3
	大 磯 町	31,550	45	3	0	3	1	8	4	1,602	18
	二 宮 町	28,378	46	2	0	2	1	8	0	1,365	15
	計	1,202,352	1,390	52	12	54	10	228	109	62,945	299

出典：平成27年国勢調査、神奈川県平成29年版消防統計

消防吏員数・車両台数は平成29年4月1日現在、出動件数は平成28年中。

6 考慮すべき事項

(1) ブロックを越えた市町村との広域化

平成20年3月の計画策定以来、5市5町1村で広域化が実現し、7市4町で消防指令業務の共同運用が開始され、5つのブロックすべてで、広域化もしくは消防指令業務の共同運用が実現しています。

今後、本格的な人口減少社会を迎え、市町村の財政基盤が脆弱化していくことが懸念される中、大規模化・多様化する災害や住民の消防に対する多様な期待に応えるため、引き続き消防の広域化等により消防体制の一層の充実強化を図る必要があります。

そこで、ブロック内の広域化だけでなく、市町村のニーズに応じた、ブロックを越えた市町村との広域化についても、推進していきます。

(2) 消防の連携・協力の推進

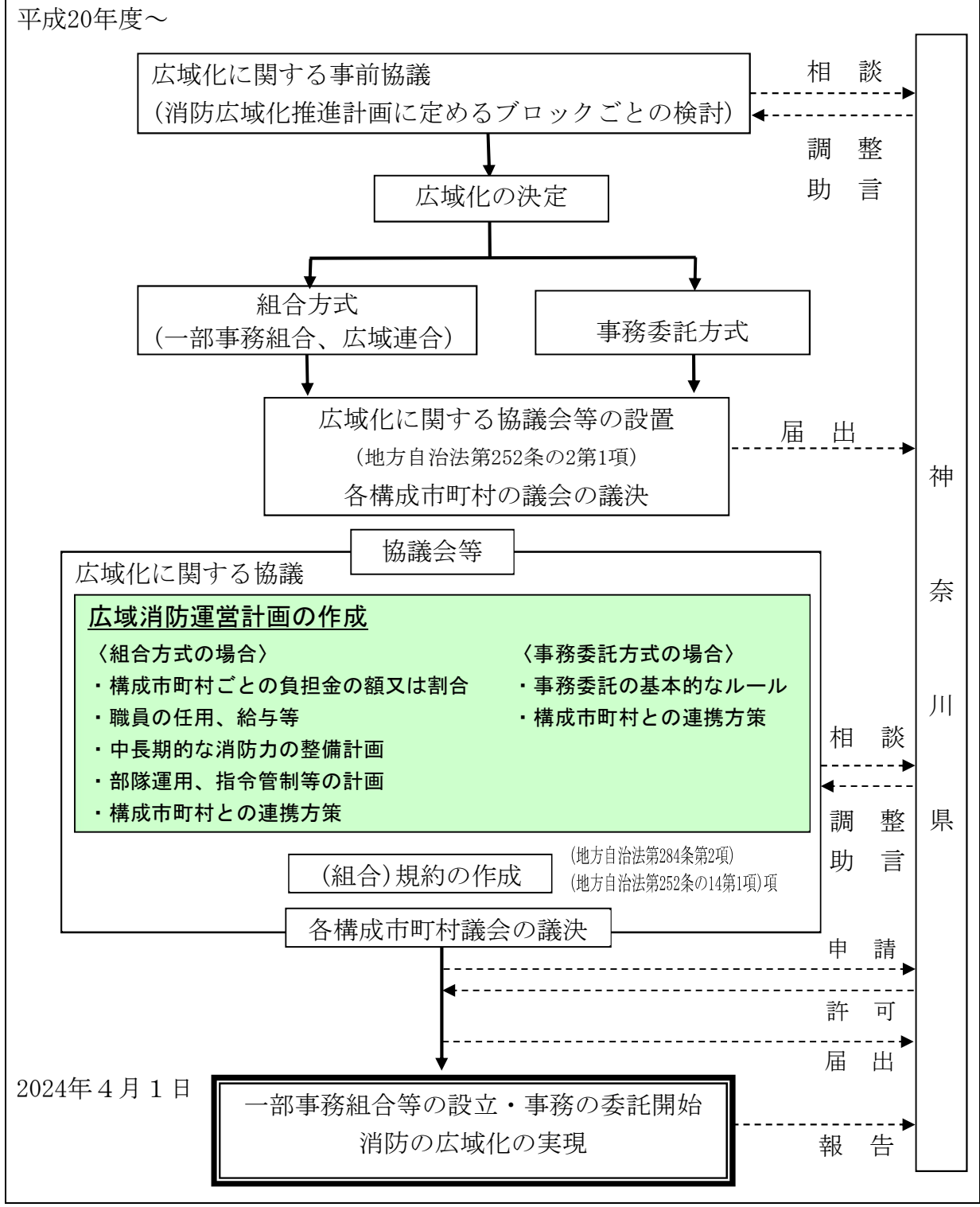
消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が難しいなど、実現にはなお時間を要する地域もあります。そうした地域では、消防事務の性質に応じて事務の一部を連携・協力することで、消防力の強化を図ることが有効です。

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、必要となる消防力を確保・充実していくため、消防指令業務の共同運用や消防用車両・消防署所の共同整備等、消防の連携・協力について推進を図っていきます。

なお、高機能消防指令センターの共同運用は、消防の広域化につながる効果が大きいことから、消防指令システムの更新時期を勘案しながら、調整を行っていきます。

第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

1 広域化に向けたスケジュール



2 広域化を推進するための県の支援

県は、消防広域化推進計画に基づき、各市町村等が取り組む消防の広域化の推進にあたって、次の取り組みを行います。

また、これに併せて全国に先駆けて構築した神奈川県消防広域運用調整本部（かながわ消防）の仕組みをさらに充実していきます。

(1) 県民及び関係機関等に対する情報提供、普及啓発等

県の広報紙や消防の広域化に関するホームページ等において、広域化による部隊の現場到着時間の短縮等の具体的な効果を掲載するとともに、広く県民及び関係機関へ広域化の必要性やメリット等を情報提供するなど、普及啓発活動を行います。

(2) 各市町村等に対する情報提供、相談対応等

消防広域化の実現に向けて必要となる情報を市町村等に提供するとともに、相談に対応します。

(3) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、調整等

広域化対象市町村から求めがあったときは、関係市町村の合意形成のために、市町村相互間の調整を、県が積極的に行います。

(4) 市町村への支援

消防広域化に向けた課題の解決に対する相談や市町村間の調整などの支援及び広域化に伴い必要となる施設や設備の整備等に対する支援に努めます。

(5) 国への要請

消防の広域化推進のための国の支援策の充実について、国に要請していきます。

第5 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防においては一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要です。したがって、本部機能、指令業務及び職員の身分の一元化が必要です。

2 構成市町村等間関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を、構成市町村等の協議により選択することが必要となります。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要です。そのためには、次の事項等について、構成市町村間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要です。

- ・ 経常的経費、投資的経費の構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等
- ・ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- ・ 消防力の整備計画及び部隊運用、指令管制等に関する計画
- ・ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等
- ・ 構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み
- ・ 消防本部の運営に関し、住民の意見を反映できる方法

第6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法では自主的な市町村の消防の広域化の対象としておらず、従来どおり、「消防力の整備指針」第37条に基づき、一市町村に一団を置くこととなります。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保が必要となることから、次のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じた連携の確保を図ることが必要です。

- ・ 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ・ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ・ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ・ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 市町村防災担当部局との連携の確保

消防を広域化した場合、構成市町村、又は委託市町村は、広域化後の消防本部とは異なる団体となります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。具体的には、次のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じた連携の確保を図ることが必要です。

- ・ 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ・ 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ・ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ・ 総合的な合同防災訓練の実施
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ・ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

<資料>

組合せにおける消防本部の状況

(平成29年4月1日現在)

ブロック名		県西地区	三浦半島地区	県央東部地区	県央西部地区	湘南地区
		小田原市、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河原町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村	平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町
		(35万人)	(54万人)	(58万人)	(54万人)	(120万人)
消防本部・署概要	消防署数	4	6	4	5	9
	出張所数	14	14	10	14	32
	消防吏員数	537	643	671	645	1,390
	消防ポンプ自動車数	28	32	21	27	52
	救急自動車数	22	25	21	24	54
消防団	消防団数	10	4	4	5	7
	分団数	100	68	38	29	127
	団員数	2,256	1,363	780	1,588	2,107
	消防ポンプ自動車数	50	26	28	12	19
	小型動力ポンプ数	151	61	65	144	208
消火栓(公設)		4,186	5,105	4,417	5,983	12,435
その他の消防関係車両数	はしご付消防自動車	4	6	8	5	12
	大型高所放水車	0	0	0	0	0
	泡原液搬送車	0	0	0	0	0
	化学消防自動車	2	2	4	5	7
	指揮車	7	6	4	6	9
	消防艇	0	0	0	0	0
	救助工作車	4	7	4	5	10
	電源・照明車	0	1	0	0	0
	小型動力ポンプ積載車	0	4	1	2	1
	小型動力ポンプ	23	26	4	4	59
	手引動力ポンプ	0	0	3	5	0
	ヘリコプター	0	0	0	0	0
	排煙・高発泡車	0	0	0	0	0
	広報車	5	13	19	9	11
	空気充填車	0	0	0	0	0
	資機材搬送車	18	11	10	13	16
	破壊工作車	0	0	0	0	0
	レッカー車	0	0	0	0	0
	水槽車	0	1	1	0	1
	支援車	1	0	1	0	3
人員搬送車	0	5	0	0	3	
防災指導車	1	0	0	0	0	
起震車	0	0	1	0	0	
海水利用型消防利水システム	0	0	0	0	0	
火災状況		85	124	85	131	225
消防の出動状況	防火対象物数	12,359	11,488	16,250	20,141	31,447
	火災	94	112	100	133	228
	風水害等	17	81	51	43	109
	演習訓練	1,515	816	294	3,603	1,948
	救急業務	20,211	27,906	27,909	25,766	62,945
	救助業務	264	225	228	335	277
	火災調査	51	115	50	111	130
	特別警戒	63	72	147	111	311
予防査察	390	1,275	954	2,150	4,508	
平成28年度消防費歳出決算額(百万円)		7,678	8,636	7,885	7,448	17,734

※ 出典：平成27年国勢調査、神奈川県平成29年版消防統計
 ※ 火災状況及び消防の出動状況は平成28年中